

第6章 計画目標

第1節 重点施策



不法投棄対策

清掃されているきれいな場所にごみを捨てようとする人はいません。ごみがある場所にごみは不法に捨てられます。このことから、対策としてごみを捨てられにくい環境(いつもきれいにしておくこと)をつくることです。不法投棄の無い美しい町にするためみんなで協力して次のことを実行しましょう。また、不法投棄を発見した場合は役場、警察に連絡しましょう。

町 民 ~ 自分の家のまわりをいつもきれいにしておきましょう。粗大ごみなどは、まわりに放置せず、すぐ処理しましょう



事業所 ~ 会社のまわりや作業現場などをきれいにしておきましょう。配送などで不法投棄を見つけたら直ちに連絡しましょう。



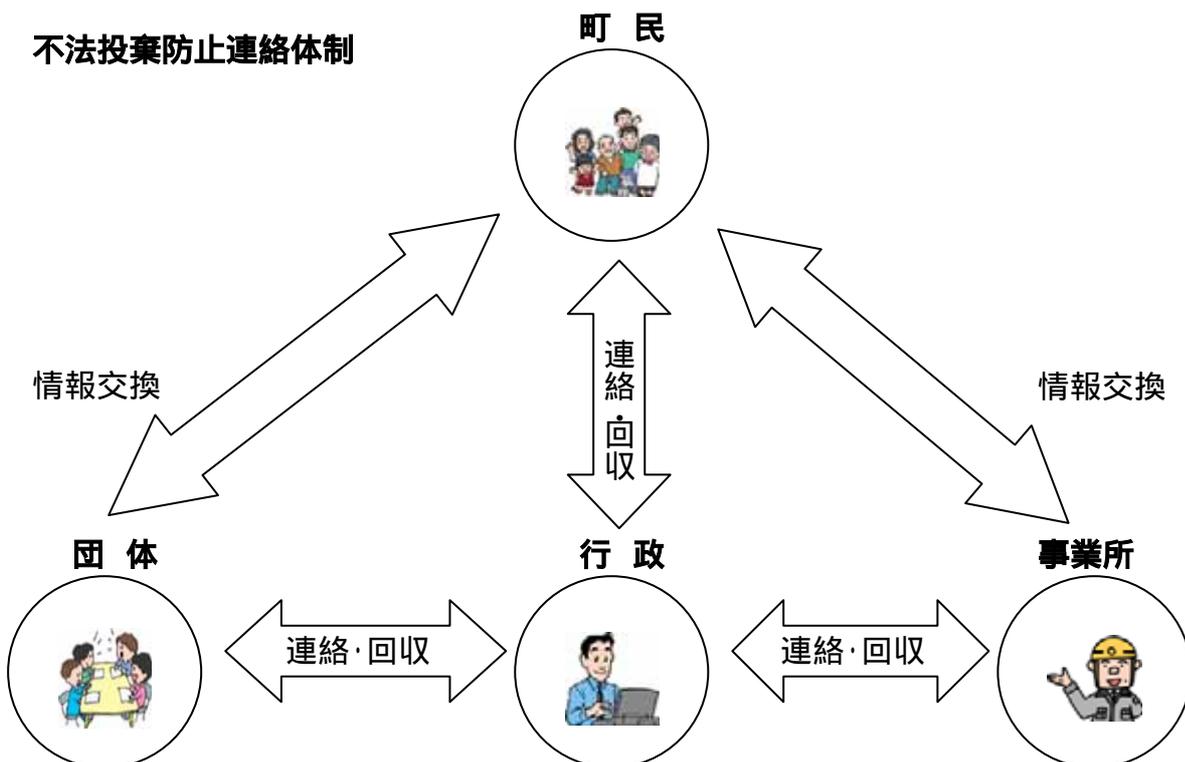
団 体 ~ 自治会内の道路や空き地などを、いつもきれいにしておきましょう。また、自治会員が協力して巡回しましょう。



行 政 ~ 道路や山林などの不法投棄されやすい場所を定期的に巡回し、投棄されていた時は速やかに回収しましょう。通行の少ない林道などは封鎖しましょう。



不法投棄防止連絡体制





ごみの減量

循環型社会の形成を図るためには、町民、団体、事業者、行政がそれぞれ役割と責任を担いながら、社会全体でごみの減量化や資源の有効利用に向けて、計画的また積極的に取り組む必要があります。一人ひとりの小さな心がけで、多くのごみを減らすことができます。小さなことから始めましょう。

使い捨て商品になるべく避けて、環境にやさしい商品（エコマーク・グリーンマーク）や再生品を大切に長期使用しましょう。
生ゴミは堆肥化するようにしましょう。
物を簡単に捨てずにリサイクルできるか、できないか考えましょう。
物の大切さについて、家庭で話し合しましょう。



集会や会合の場などで、ごみの減量化についての話し合いをして意識の向上を図りましょう。会合などの書類は再生紙を使用しましょう。
子供たちに、リサイクル原料を使用して製品をつくる催しを開催して、リサイクルの大切さを教えましょう。

資材などは、再生品や再利用品を使用し再資源化を促進しましょう。
簡易包装に心がけましょう。
広告などは、再生紙などを使用しましょう。



リサイクルに関する情報、リサイクル活動を実践している団体や事業所などの紹介、リサイクル施設の見学会の実施、ごみの減量化の実践や、講演会などを開催して、町民の意識の向上を図りましょう。



美化運動



「厚真町に生まれて良かった、住んで良かった、来て良かった」このことを実現するためには、美しいまちであることです。美しいまちは、人を楽しませ明るくさせてくれます。美しいまちをこれからの子供たちに残し続けるように、みんなで協力してごみのない美しいまちをつくりましょう。

ごみの分別は正しく行い、収集日はきちんと守りゴミステーションボックスにごみが残っていないようにしましょう。
歩いているとき、ごみが落ちていたら拾いましょう。
家庭の庭先にスペースがあったら、花を植えましょう。
ペットのふんなどはきちんと始末しましょう。



自治会内のゴミステーションボックス周辺をいつもきれいにしておきましょう。
自治会一斉清掃日を決めて、子供も一緒に参加して道路や集会所の花壇などをきれいにしましょう。

工事現場などで出たごみは、適正に処理しましょう。
職場全体で清掃作業を実施しましょう。
施設周辺に花壇などをつくりましょう。



町の施設は、町の顔であり町内外の方が利用するところです、施設周辺のごみを拾い、花壇などをつくり利用者が快く利用できるようにしましょう。



第2節 主要施策

廃屋対策



厚真町内には、多くの使われていない建物があります。持ち主がすでに町外へ転出していて、管理されていない建物や、建替えによる古い住宅など、一部が朽ちて美観が損なわれています。また、青少年の溜まり場となったりしており、防犯上からも危険な状況にあります。

実態調査

町内の廃屋の現状を調査して、所有者に確認する。



廃屋の有効活用

活用できる建物は、住宅、物置等に有効活用する。また、周辺環境整備をする。



廃屋の処理

危険家屋など、今後使用しない建物は適正に処理し、周辺環境とともに整備する。



廃車対策

不法投棄された自動車や実際には使用されていない自動車が不法に放置されています。

不法投棄や不法に放置された自動車からは、フロン類などオゾン層の破壊や地球温暖化の要因となるものが排出されます。



実態調査

不法投棄されている車、不法に放置されている自動車の把握と、所有者の確認。

適正処理

不法投棄された自動車は、警察に通報して所有者に適正処理させる。

土壌汚染防止

生活排水対策

下水道の整備。合併浄化槽の普及・促進。浄化に関する啓発、指導。

家畜ふん尿対策

堆肥舎の適切な管理、有効利用の促進。飼養農家の意識の向上、指導。



施肥対策

施肥台帳の管理・整備の指導。クリーン農業の確立。



化学物質対策

工場や事業場での化学物質による汚染状況の把握。

産業廃棄物処分場の監視。

自家焼却（野焼き）の防止。

森林の適正な保全や緑化の促進。



野焼対策

焼却炉の撤去。ごみの分別と適正な処理。



環境学習

家庭、学校及び職場における環境学習。

コミュニティ活動における環境学習。

広報、講習会等による環境情報の共有。

